

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13334

研究課題名（和文）地域基金によって地域公共財をファイナンスする仕組みが形成される背景と経済史的意義

研究課題名（英文）Background and Economic Historical Significance of the Formation of Regional Public Goods Financing by Regional Funds

研究代表者

酒井 一輔（Kazuho, Sakai）

東北大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：30823794

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：近世後期から明治期にかけて、地域社会が共有財産として有していた金銭米穀などの資産を基金として活用し、その利殖運用益を公共事業の政策経費に充てることがしばしばみられた。税の徴収ではなく地域の基金を通じて地域公共財をファイナンスする仕組みは、なぜ必要とされ、どのように生み出されたのか。本研究は、かかる問いを、当時の政策担当者の現状認識や政策意図を掘り下げることによって明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、「地域基金の造成・運用を通じて地域公共財をファイナンスする仕組み」という新たな枠組みを提示し、既存の研究分野・事例を総合化しようとした点である。これにより、地方財政史研究を基軸として、社会福祉史や教育史、地方商人・資産家たちの民間部門での活動に着目する「地域」経済史など隣接する諸研究分野を接続・融合し、新たな研究潮流を創り出すことを目指した。

研究成果の概要（英文）：From the late Edo period through the Meiji period, local communities often utilized common property assets such as money, rice, and grain as funds, and used the interest and investment profits from these funds to cover policy expenses for public Goods. Why was such a system of financing local public goods through local funds rather than tax collection necessary, and how was it created? This study clarifies these questions by delving into the current perceptions and policy intentions of policymakers at the time.

研究分野：経済史

キーワード：地域基金 公共財 地方財政 地方資産家

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

日本経済が明治以降に急速な成長を遂げることができたのはなぜなのか。この問いに対して、近世以来の資金蓄積や経済主体の連続性を重視する立場からは、地方の商人や豪農による在来産業の成長、地方の資産家による地元企業への積極的な株式投資や会社設立、などが注目されてきた。他方で、彼らのなかには自らが居住する地域・自治体の行財政に深く関与する場合が少なくなかった。金澤史男は、近代自治体財政の特質を、国からの財源付与がほとんど無く、地方の商人・豪農、資産家らが主体となって、国政から切り離されたかたちで自己完結的に運営されるという点で、「遮断型」とであると特徴づけた。それがゆえに、同時期の地方財政には財政学の通説的理解では十全に説明しえない特徴も存在した。

とくに注目されるのは、地域社会が共有財産として有していた金銭米穀などの資産を活用して、地域公共財をファイナンスする仕組みである。たとえば、熊本藩・熊本県を対象とする研究では、近世後期に手永と称される広域行政組織が郷備金という基金を形成し、その資産の利殖運用益を水利土木事業や救済事業などの政策経費に充てることが一般的に行われていたこと、また、この郷備金は明治維新以降も地域の共有財産として引き継がれるとともに、そこから九州鉄道創立に際して多額の株式投資が行われ、同社創立の重要な資金源泉になったこと、などが指摘されている。

以上のような事例は、特定の地域に限定されたものではない。実際に、幕末から明治期にかけて困窮者の救助や小学校設立、治水工事などのために基金造成を目指す動きは、各自治体史などでも言及されることが多い。また、明治 22 年に施行された市制・町村制第 88 条では、市町村に基本財産の造成を義務付け、そこから得られる財産収入を主要財源として租税収入に頼らない財政運営を確立すべきこと（不要公課主義）が明文化されている。

税の徴収ではなく共有財産（地域基金）の運用を通じて、地域公共財をファイナンスする仕組みは、なぜ生み出されたのか。それは当該期の日本経済の発展や地域経済の近代化にいかなる意義を有していたのか。かかる問いは、市場原理の枠外で強制性と無償性（＝財・サービスの対価ではないこと）に基づいて調達される租税こそが近代的な公財政における本来的な財源である、という租税国家論の見地からは議論の俎上にのぼりづらかったものと思われるが、近年の「地域」経済史研究の進展を踏まえて改めて検討すべき課題だと考えられる。

申請者は、地方財政についての研究を進めるなかで、明治 22 年に施行された市制・町村制第 88 条に不要公課主義の規定が存在する点に疑問を感じていた。そうしたなかで、今村直樹や中村尚史の研究に接して、税の徴収ではなく共有財産（地域基金）の運用を通じて地域公共財をファイナンスする仕組みは、近世後期から明治前期の地方財政に刻印された特徴のひとつとして理解できるのではないかと考えるに至った。

また、地域基金の運営に関与した村役人が記した政策提言書を読み込んでいくと、彼らが地域基金を必要とした理由や期待した効果などが明記されていることが判明した。そこで、彼らの現状認識や政策意図から、地域基金を通じて地域公共財をファイナンスする仕組みが形成された理由や経緯を解明することができるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究では、地域基金の造成・運用を通じて地域公共財をファイナンスする仕組みが、近世後期から明治前期におうて形成され広く展開した過程や経緯を明らかにし、最終的には、かかる仕組みが 19 世紀日本における地方財政の成立と近代経済成長の始動過程に果たした歴史的意義を考察することを目指した。

3. 研究の方法

本研究ではまず、地域基金によって地域公共財をファイナンスする仕組みに関して、当時の政策担当者たちがどのような現状認識や政策意図を有していたのか、すなわち、彼らがどのような事案・状況に対してなぜ地域基金を活用しようとしたのか、いかなる効果を期待していたのか、などの点を明らかにすることを試みた。そのための具体的な作業として、彼ら政策担当者が上位者・機関に宛てた意見書や政策起案書などの記述内容の解析を進めた。

近世後期から明治前期を対象とした場合、地域公共財の供給に関与する政策担当者は、多様な身分・階層の主体が重層的に存在している。したがって、こうした政策担当者の重層性に留意しながら、次の通り多面的な分析を行った。

(1) 領主側の政策決定過程の分析

ひとつは、幕府・代官所や諸藩など領主側における政策の決定過程を分析するものである。ここで特に着目したのが、「赤子養育仕法」も「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法である。19 世紀の関東から東北地方では、人口減少や貧困、耕作地放棄などが社会問題化していた。こうした社会荒廃を食い止め、地域経済の活性化を図ため、幕府（代官所）や諸藩が主導して、さまざまな公共的な政策が模索され、実施された。その象徴的な例が、一種の「子ども手当」支給事業とも言える「赤子養育仕法」、あるいは、これをさらに拡張させた総合的な

農村復興政策「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法である。「赤子養育仕法」も「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法も、幕藩領主側がその必要性和実現可能性を認めて、公的な政策として実施されたことは注目される。そこで「赤子養育仕法」「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法の導入をめぐる、幕藩領主側の認識や意図（動機）に注目して解析を進めた。ここでは、主に次の2つの史料を調査した。

「続編孝義録料」（国立公文書館）

本史料は、江戸幕府の財政・経済政策を主管する勘定所の内部史料である。この史料のなかには、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法に協力した地域の資産家や名望家の具体的な行動の事例が数多く記されている。また、それらの行動に対する幕府側の評価も併せて記されており、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法に関する幕藩領主側の直接的な認識をうかがい知ることができる。当該史料は活字化され出版されているので（菅野則子編『続編孝義録料』全7冊、汲古書院、2017-2018年）、記述内容の解析には主にこれを用いた。ただし、一部原本の確認が必要であったので、所蔵機関での閲覧調査も行った。

「支配勘定長坂氏記録」（京都大学）

本史料は、江戸幕府の財政・経済政策を主管する勘定所の役人を務めた長坂氏旧蔵の史料群である。本史料群は長坂氏の業務に関連した、さまざまな内容の個別史料を含むものである。このなかには「荒地起返并小児養育取調御用留」と題された史料が存在する。本史料は、江戸幕府の内部資料の写しと考えられ、寛政改革期に農村救済策として実施された「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」をめぐる政策決定・執行の経緯、政策担当者の意図やロジックなどをうかがい知ることができる好史料である。所蔵機関において原本を閲覧調査した。

（2）村・町における政策実施の事例分析

幕府・諸藩など領主側で決定された政策は、村や町などの現場でどのように実施されたのか。こうした観点から、上述の「赤子養育仕法」「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法が積極的に展開された地域・場所を選び、これら仕法を積極的に展開した主体（豪農・商人など）に着目しての認識や意図に注目して解析を進めた。ここでは、主に次の2つの史料を調査した。

「吉田市右衛門家文書」（国文学研究資料館・東京大学法学部法制史資料室）

本史料は、武蔵国幡羅郡下奈良村名主などを務めた吉田市右衛門家旧蔵の史料群である。吉田市右衛門は、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」の原資を幕府へ献金したことで苗字帯刀を得ている。また、吉田家はこれ以外にも、水利普請や助郷役負担の原資を得るために、たびたび幕府へ献金を行い、幕府公金貸付スキームを利用していたことが知られる。いわば公共事業のための特定財源として基金を造成し運用益を得ることを、吉田家は戦略的に実行していたのである。そこで吉田家がなぜそうした行動を取ったのか、その意図やロジックなどをうかがい知ることができる史料を対象に、記述内容の解読・分析を進めた。

「陸奥国岩瀬郡須賀川町内藤家文書」（須賀川市立博物館）

須賀川町は、近世後期に「赤子養育仕法」や「郷学所」建営などの社会福祉・社会教育事業を先駆的に展開した東北地方の先進的な「自治」都市としても知られる。同町で実施された「赤子養育仕法」の実施を担った有力町人である内藤家旧蔵の史料を用いて、「赤子養育仕法」や「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」をめぐる政策決定・執行の経緯、政策担当者の意図やロジックの具体的な解明を試みた。

4. 研究成果

調査の結果、主に次のことが判明した。まず、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法の政策決定過程について、それが同時期の幕府褒賞政策と密接な関連性を有していたことが明らかとなった。これは主に『続編孝義録料』に掲載された幕領領民の褒賞事例の分析から裏付けられる。同史料には、寛政～文化期に幕府より褒賞された奇特者84件の稟議過程が記録されている。それらの記述内容を解読し、起案日 支配所（代官名） 国村名 対象者名 審査者名 褒賞内容 褒賞事由の概要を一覧表形式のデータベースとして整理した。その結果、に関して、「荒地起返并小児養育御手当御貸付金」仕法に係る幕府貸付金の原資を上納して褒賞される事例が多数確認された。また、これらの褒賞事例において、幕府政策担当者がどのような点を評価しているのかについても明瞭に明らかとなった。

以上の結果を総合するなかで、以下のような見通しが得られた。すなわち 幕藩制社会の基幹的な制度である石高制の下で拡大した非農業生産と民費を、幕藩領主が十全に捕捉できないという問題が生じていた。これに対して、村役人などを中心に地域（民間）社会の内部で適正な「課税」（公租公課の負担配分）を模索する動向も見られた。しかし、こうした動向はあくまで非公式的に展開したもので、公的な制度化がなされるには至らなかった。これは、石高制下の課税体系下での「増税」が事実上、困難であったことを意味する。そこで「増税」に代わる方法として、公的基金を造成し、その運用益を財源として用いる仕組みが、拡大する民富を吸収して地域公共財をファイナンスする持続可能な手段として、幕藩領主・地域（民間）社会の双方で積極的に展開されていった。また、幕藩領主は褒賞制度を整備・運用することで上記を政策的に推進していった。

今後は、以上のような仮説的見通しを裏付ける史料の探索を進めて、残された収集史料の解読・分析作業を鋭意進めて、近世・近代を一貫した進めた仮説的見通しを取りまとめていくことになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井一輔	4. 巻 57-1
2. 論文標題 加島屋久右衛門の大名貸経営：大名財政の規律化をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 経営史学	6. 最初と最後の頁 58-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一輔	4. 巻 65-2
2. 論文標題 書評 三村昌司著『日本近代社会形成史：議場・政党・名望家』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 歴史と経済	6. 最初と最後の頁 75-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一輔	4. 巻 13
2. 論文標題 書評 今村直樹著『近世の地域行財政と明治維新』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年報近現代史研究	6. 最初と最後の頁 119-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 酒井一輔
2. 発表標題 寛政改革における幕府褒賞と地域名望家
3. 学会等名 経営史学会第39回東北ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 酒井一輔
2. 発表標題 「名望」の効用
3. 学会等名 経済史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 酒井一輔
2. 発表標題 加島屋久右衛門の大名貸経営 大名財政の規律化をめぐって
3. 学会等名 経営史学会第57回全国大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 酒井一輔
2. 発表標題 近世農村における女性雇用労働と実質賃金 男女格差と国際比較の視座から
3. 学会等名 総合女性史学会2023年度大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 岩淵 令治、志村 洋	4. 発行年 2023年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 220
3. 書名 地域からみる近世社会 4	

1. 著者名 高槻 泰郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 336
3. 書名 豪商の金融史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------